

役員報酬減額等について

2023年4月12日
関西電力株式会社

当社は、2023年3月30日、公正取引委員会から、特別高圧電力及び高圧電力の取引に関して、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為（以下、本件行為）があったと公表されたことを受け、責任の所在を明らかにするため、本日、以下のとおり役員報酬減額等を決定しました。

(1) 本件行為に係る責任の所在

森本 孝*	(当時 代表取締役副社長執行役員)	月額報酬50%	6ヶ月
彌園 豊一*	(当時 代表取締役副社長執行役員)	月額報酬50%	6ヶ月
岩根 茂樹*	(当時 代表取締役社長)	月額報酬50%	3ヶ月
川崎 幸男*	(当時 常務執行役員)	月額報酬30%	3ヶ月

上記の他、本件行為に関係した当時の執行役員ならびに他の関係者についても、社内規程に基づき厳正に対処します。

なお、森本 孝については、特別顧問を辞任する旨の申出があり、本日付で受理しました。

(2) 現経営陣における責任の所在

森 望	(取締役代表執行役社長)	月額報酬50%	3ヶ月
稲田 浩二	(取締役代表執行役副社長)	月額報酬50%	2ヶ月

※：退任役員については、自主返納を要請します。

以 上